



佐賀県公報

平成17年
5月27日
(金曜日)
第 12609号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- ◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(八二・会計課)一

○ 規 則

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(三二八・長寿社会課)一

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第八十二号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中第十六号を次のように改める。

一十六 一削除

別表中第三十一号を次のように改める。

三十一 一削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 伊万里市営西八谷掘土地改良事業施行決定

○ 告 示

公布された規則のあらまし

○佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第八二号)

- 1 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目の一部を削ることとした。
(別表関係)

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月二十七日

名 称	所 在 地	変更年月日
新	唐津市和多田大土井六番五 六号	平成一七・五・一
旧	唐津市千代田町二二〇九番 地六七	

●佐賀県告示第三百二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、佐賀県有明海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成十七年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 区画漁業(その一)

(一) 公示番号 有区第二一〇二号

(二) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第一種区画漁業

イ 漁業の名称 かき垂下式養殖業

ウ 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

エ 漁場の位置 大浦地先

オ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点ア 北緯三十二度五十七分二秒

東経百三十二度五十六分五十七秒

点イ 北緯三十二度五十六分三十九秒

点ウ 北緯三十二度五十六分三十五秒 東経百三十度十三分三十八秒

佐賀県知事 古川 康

点工 北緯三十二度五十六分五十七秒 東経百三十度十三分五秒

力 漁場の面積 二十万平方メートル

(三) 制限又は条件

ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。

イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

(四) 免許予定日 平成十七年九月一日

(五) 申請期間 平成十七年七月一日から平成十七年七月二十二日まで

(六) 地元地区 藤津郡太良町大字大浦

備考

存続期間 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

漁場計画図 別図第一のとおり

二 区画漁業(その二)

(一) 公示番号 別表のとおり

(二) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第二種区画漁業

イ 漁業の名称 あさり養殖業

ウ 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

カ 漁場の面積 別表のとおり

(三) 免許予定日 平成十七年九月一日

(四) 申請期間 平成十七年七月一日から平成十七年七月二十二日まで

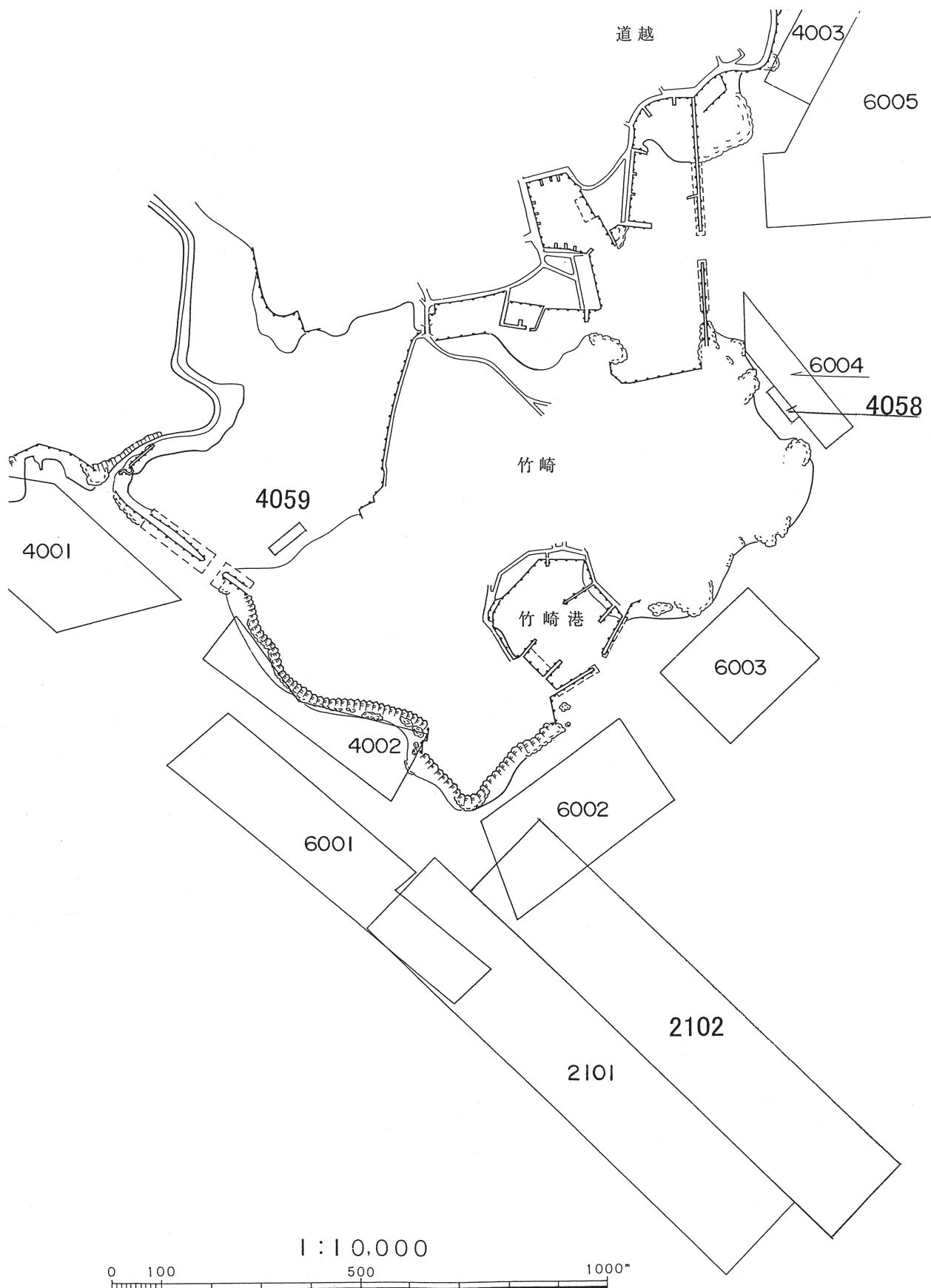
(五) 地元地区 別表のとおり
備考

存続期間 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日まで
漁場計画図 別図第一及び第二のとおり

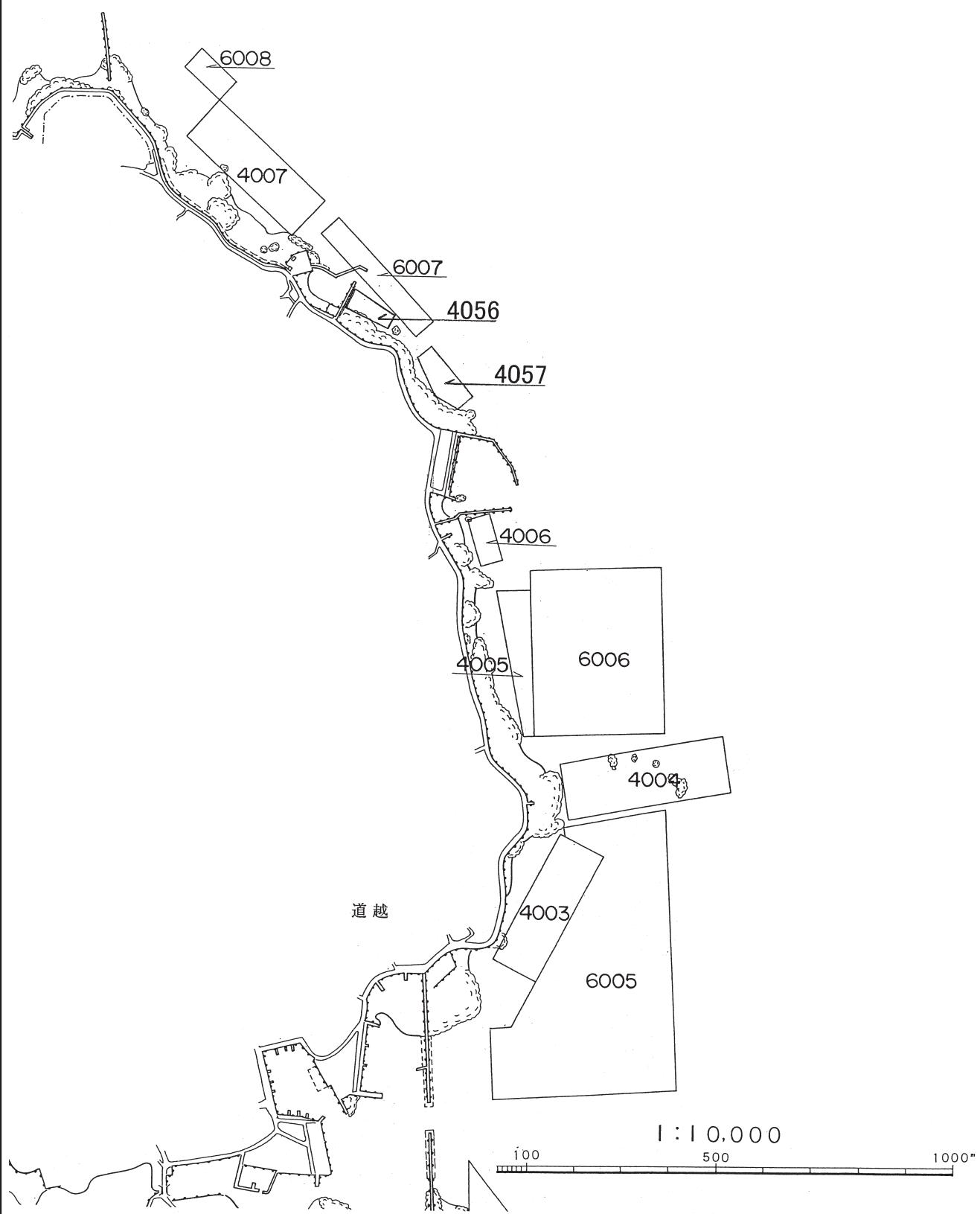
別表

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁 場 の 区 域	漁場の面積	地 元 地 区
有 区 第4056号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分35秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分18秒 点ウ 北緯 32度58分33秒 東経 130度13分18秒 点エ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分14秒	3,750平方メートル	藤津郡太良町大字大浦
有 区 第4057号	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分21秒 点イ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分25秒 点ウ 北緯 32度58分27秒 東経 130度13分24秒 点エ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分22秒 点オ 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分20秒	7,000平方メートル	"
有 区 第4058号	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分30秒 東経 130度13分28秒 点イ 北緯 32度57分28秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 32度57分27秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 32度57分29秒 東経 130度13分28秒	1,600平方メートル	"
有 区 第4059号	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分21秒 東経 130度12分51秒 点イ 北緯 32度57分20秒 東経 130度12分52秒 点ウ 北緯 32度57分19秒 東経 130度12分50秒 点エ 北緯 32度57分19秒 東経 130度12分49秒	1,600平方メートル	"

別図第1



別図第2



4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉本部健康増進課 地域保健・健康危機管理担当
電話 0952-25-7074

(2) 入札説明書の交付方法

平成17年5月27日(金)から平成17年7月6日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間、上記(1)の部局で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 上記(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

(4) 入札書の提出期限 平成17年7月7日(木)午後5時

(5) 開札の日時及び場所 平成17年7月11日(月)午前10時

佐賀県庁本館1階 入札室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること

(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは

若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし

し、次の各号のいずれかに該当する場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険

契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る

履行証明等を提出する場合

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合

(3) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただしし、次の各号のいずれかに該当する場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険

契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る

履行証明等を提出する場合

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者

キ 法令又は入札に関する条件に違反した者

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : A car with X-ray installation for stomach cancer check-up
- (2) Deadline : 5:00 PM, July 7, 2005
- (3) For more information, contact with the following address

Health Promotion Division, Health & Welfare Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-city, Saga 840-8570, Japan. TEL 0952-25-7074

新産業集積エリア整備調査業務について、公募型プロポーザル方式による委託業者の選定手続を次のとおり実施します。

平成17年5月27日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一

1 業務内容

- (1) 業務名 新産業集積エリア整備調査業務
- (2) 業務内容 新産業集積エリア基本構想・計画策定等
- (3) 履行期間 平成17年6月下旬から平成18年3月20日まで
- (4) 主要業務概要

ア 新産業集積エリア基本構想策定業務
イ 新産業集積エリア基本計画策定業務

(5) 委託予定額 10,080,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託候補者の参加要件

- (1) 県内に本社、支店又は営業所を設置する者であること。
- (2) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号) 第2条第2項による平成17・18年度建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画部門」及び「地質部門」の登録を受けていること。
- (3) 平成7年4月以降、国内で工業団地の候補地選定、基本計画策定等の同種のコンサルタント業務について実績があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 平成17年5月27日以後、佐賀県から指名停止等の措置を受けている者
ウ 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
3 實施要領等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成17年5月27日(金)午前9時から平成17年6月6日(月)

午後5時まで

<p>(2) 配布場所 佐賀県農林水産商工本部新産業課企業誘致担当（佐賀市城内 一丁目1番59号）（土曜日及び日曜日を除く。） なお、佐賀県のホームページ（URL：http://www.pref.saga.lg.jp/）からダウンロードすることができます。</p> <p>7 技術提案書の提出方法、受付場所及び受付期間 (1) 提出方法 実施要領に基づき技術提案書を作成し、持参し、又は書留郵便により郵送すること。</p> <p>8 その他 (1) 詳細は実施要領による。 (2) 参加表明書を提出しないものは、技術提案書を提出することができない。 (3) 委託候補者選定委員会を設置し、各技術提案書について総合評価を行い審査し選定する。</p> <p>9 問い合わせ先 佐賀県農林水産商工本部新産業課企業誘致担当 電話 0952-25-7097</p> <hr/> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成17年5月27日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 処分をした年月日 平成17年5月24日</p> <p>2 処分を受けた者の商号 世和重機建設株式会社</p> <p>3 主たる営業所の所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字坂口1282番地</p> <p>4 代表者の氏名 江嶋 善郎</p> <p>5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-14）第5630号</p> <p>6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止</p> <p>(1) 停止を命ぜる営業の範囲 建設業の営業の全部</p>
--

(2) 期間

平成17年5月30日から平成17年6月1日までの3日間

7 処分の原因となつた事実

世和重機建設株式会社は、平成15年11月26日、三養基郡みやき町大字坂口字觀音高良1502番地所在の同社産業廃棄物中間処分場西方約5メートル築後川水系広川右岸堤脚において、産業廃棄物である木くず等約1立方メートルを焼却したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2違反により、鳥栖簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成17年2月11日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のことおり公告する。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古川康

平成17年3月10日	有限会社九州整備開発 佐賀市開成六丁目10番15号	久野 敬子 佐賀県知事許可 (般-14) 第9908号	土木一式工事業、建築一式工事業、大工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・瓦工事業、鋼構造物工事、船工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年2月25日
平成17年3月11日	有限会社三栄建設 小城市岩刈町道免10番地2	徳廣 直 佐賀県知事許可 (般-16) 第1591号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年2月23日
平成17年3月14日	株式会社緑花センター 太陽園 伊万里市新天町718番地2	佐藤 良造 佐賀県知事許可 (特-12) 第4767号	土木一式工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可	平成17年2月21日
平成17年3月14日	株式会社ナカノ 伊万里市大川町山口 2566番地4	中野 正毅 佐賀県知事許可 (般-12) 第6006号	土木一式工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月7日
平成17年3月2日	渡辺建設 唐津市浜玉町東山田 3000番地	渡辺 繁光 佐賀県知事許可 (般-15) 第9080号	土木一式工事業に関する届出のあつた年月日 平成17年2月23日	平成17年3月8日
平成17年3月8日	株式会社田中建塗 唐津市浜玉町浜崎17 84番地	田中 新一 佐賀県知事許可 (般-11) 第5742号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可 平成17年2月25日	平成17年3月8日
平成17年3月9日	インテリア窓辺 杵島郡山内町三間坂 甲13047番地1	東島 忠 佐賀県知事許可 (般-14) 第9815号	内装仕上工事業に関する一般建設業の許可 平成17年2月28日	平成17年3月15日
平成17年3月24日	有限会社福栄建装 神埼郡東脊振村大字 三津1302番地1	福成 広貴 佐賀県知事許可 (般-16) 第9410号	建築一式工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月15日

平成17年5月27日(金)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中里土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	浦川 量人	伊万里市二里町中里甲11番地1	平成17年3月31日退任
"	吉永 喜久男	" " " 甲4705番地	"
"	川原 秋夫	" " " 甲3122番地	"
"	前田 隆夫	" " " 甲955番地	"
"	永田 安一	" " " 甲10番地	"
"	吉富 菊雄	" " " 甲885番地	"
"	前田 征一郎	" " " 甲427番地	"
"	北川 康雄	" " " 甲550番地	"
"	吉富 安彦	" " " 甲3070番地イ	"
"	坂井 誠	" " " 甲3884番地	"
"	吉富 菊雄	" " " 甲427番地	"
"	前田 征一郎	" " " 甲427番地	"
"	北川 康雄	" " " 甲550番地	"
"	吉富 安彦	" " " 甲3070番地イ	"
"	坂井 誠	" " " 甲3884番地	"
"	浦川 政秋	" " " 甲4361番地	"
"	吉富 勝良	" " " 甲4571番地3	"
"	山田 利寛	" " " 甲5272番地	"
"	吉永 勝重	" " " 甲4633番地	"
"	池田 文人	" " " 甲1028番地1	"
"	吉富 伸克	" " " 甲3134番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三日月北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	林 富佳	小城市三日月町織島1675番地	平成17年2月5日退任
"	納富 義知	" " " 4833番地口	"
"	高木 勇雄	" " " 道辺150番地	"
"	永戸 演行	" " " 三ヶ島25番地	"
"	古賀 敏旦	" " " 長神田2311番地	"
"	陣内 実	" " " 1269番地2	"
"	北島 真	" " " 1066番地	"
"	永渕 正弘	" " " 613番地	"
"	江口 彰朗	" " " 75番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大詫間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。				
平成17年5月27日				
佐賀県知事 古川 康				
役職名	氏名	住所	就退年月日	
理 事	角町 徹	佐賀郡川副町大字大詫間811番地	平成17年5月9日退任	
" 溝口 琢磨	" "	久米619番地	"	
" 内橋 重弘	" "	甲柳原114番地	"	
理 事	林 富佳	織島1675番地	平成17年2月6日就任	
" 納富 義知	" "	4833番地口	"	
" 高木 勇雄	" "	道辺150番地	"	
" 古賀 文雄	" "	三ヶ島37番地	"	
" 池田 博邦	" "	長神田2415番地	"	
" 陣内 和幸	" "	1277番地	"	
" 野口 憲治	" "	126番地	"	
" 西村 重俊	" "	1081番地1	"	
" 永渕 正弘	" "	613番地	"	
" 野中 光義	" "	2787番地	"	
" 深川 稔	" "	久米2335番地	"	
" 大石 安俊	" "	796番地	"	
" 松尾 文男	" "	1653番地	"	
" 大坪 栄	" "	石木247番地	"	
" 小川 義正	" "	甲柳原170番地2	"	
監 事	吉谷 好弘	久米2070番地1	"	
" 牧瀬 壽男	" "	362番地1	"	
" 納富 昭弘	" "	織島4696番地1	"	
" 角町 學	" "	1935番地1	"	

平成17年5月27日(金)

"	坂田 輝次	" " 大字早津江477番地37	"
"	今村 謙治	福岡県大川市大字大野島2109番地	"
監 事	馬場 清孝	佐賀郡川副町大字大詫間233番地	"
"	内川 勝美	" " " 762番地	"
"	山口 貴郎	" " " 1049番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三根東土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理 事	大石 晋也	三養基郡みやき町大字西島1914番地	平成17年3月29日退任
"	岡 哲男	" " 大字天建寺388番地	"
"	大石 義隆	" " 大字西島1781番地の1	平成17年3月30日就任
"	岡 算幸	" " 大字天建寺405番地4	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三根西土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
伊万里市営土地改良事業（基盤整備促進 区画整理）西八谷搦地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年5月30日から平成17年6月24日まで
- 3 縦覧の場所
伊万里市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三根西土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理 事	大坪 照男	三養基郡みやき町大字東津1331番地	平成17年2月10日退任
"	中島 弘	" " 940番地	平成17年4月1日就任

伊万里市長 塚部 芳和から協議のあつた伊万里市営土地改良事業（基盤整備促進 区画整理）西八谷搦地区の施行については、土地改良法（昭和24年法